

## 日本における環境公害訴訟の現状と課題

磯野 弥生 \*

### <목차>

- I.はじめに
  - 1. 本報告の概要
  - 2. 日本における訴訟—公害訴訟と環境訴訟
- II. 近年の環境公害訴訟
  - 1. 公害訴訟
  - 2. 廃棄物訴訟
  - 3. 土壌汚染訴訟
  - 4. 自然環境・文化環境保護
  - 5. 環境アセスメントに関する訴訟
  - 6. 原子力発電所
- III. 日本の環境公害訴訟の特徴
  - 1. 大量原告
  - 2. 狭い原告適格
  - 3. 対象適格
  - 4. 裁判の役割と新たな政策
- IV. 終わりに—残された課題

### I.はじめに

#### 1. 本報告の概要

本報告では、公害対策基本法が廃止され、環境基本法が制定された時期以降の裁判の動向を概略すると共に、現在の課題について考察する。

日本の訴訟を分けるとすれば、公害健康・財産被害についての損害賠償訴

\* 東京経済大学 教授

訟、公害・環境被害予防訴訟、そして環境の回復・再生に関する訴訟の三つの類型に分けることができる。ここでは、これらの3類型について、これまで提起されてきた訴訟を概観することから始める。さらに、法律上の論点のいくつかについて整理し、現在課題とされていることについて述べる。環境基本法の範囲からすれば、原子力問題は環境法の外になるが、ここでは原子力問題も含めて考える。

## 2. 日本における訴訟—公害訴訟と環境訴訟

四大公害裁判が和解によって決着したのは、1970年代である。環境基本法の制定は1994年であり、そのときにはすでに20年近くの時間が経過していた。同法が制定された時期には、政府は「公害問題は終わった」とし、環境問題の比重は、公害防止から環境への負荷の低減に移っていった。しかし、公害被害に関する裁判は、依然として継続していた。たとえば、四日市公害訴訟の経験から「公害健康被害の補償等に関する法律」(以下、公害健康被害補償法とする。)が制定され、大気汚染による公害被害者の補償については制度的な枠組みを設けることで決着したと思われた。しかし、全国で二酸化硫黄の大気中の濃度が環境基準を達成したことを期に、同法の第1種地域の補償対象地域として指定されていた地域<sup>1)</sup>の指定が解除され、大気汚染患者の新たな申請は受け付けられなくなり、被害者認定が行われなくなった。そのために、大気汚染被害者は再度、訴訟による救済を迫られることとなった。これらの大気汚染訴訟では、四日市項第訴訟と異なり、損害賠償と共に

---

1) 公害健康被害補償法では、公害による健康被害について、申請に基づいて公害による疾病として認定された患者に対して、補償する仕組みを設けていた。補償対象地域は第1種と第2種に区分とされた。第1種地域は、「事業活動その他の人の活動に伴って相当範囲にわたる著しい大気の汚染が生じ、その影響による疾病が多発している地域として政令で定める地域」(同法2条1項)である。政令により硫黄酸化物による汚染濃度の高い地域が指定された。当該指定地域に相当期間居住し、あるいはその地域内で働くなどしていた者が申請をし、審査の結果指定疾病であると認定された場合、補償給付を受けることができる、という制度である。

公害の差止めを請求している。

水俣病についてみると、水俣病の原因企業であるチッソの賠償者責任が認められ、和解契約に基づく患者への賠償が制度化された後にも、補償対象者を確定するための認定基準や国の責任をめぐって訴訟が続いた。

また古くて新しい問題として、アスベストによる環境被害に関しても裁判が提起、継続している。このように、公害被害者による損害賠償請求訴訟は現在まで続いている。

公害被害に対する損害賠償請求あるいは差止訴訟と同時に、自然破壊についても多くの訴訟が提起されている。各国で多くの自然保護訴訟が提起されているが、我が国の特徴をみると、一つには、環境影響評価の対象事業の範囲が狭く、自然保護のための適切な配慮がなされないことを上げることができる。また、地域住民、自然保護団体あるいは多様な専門家の意見が十分に反映される仕組みがなく、裁判が対等に意見を述べ、判断を求める場となっていることが上げられる。さらに、公共事業の場合には、1950年代からの計画もあり、そうでなくとも計画決定から10年以上の歳月が経っている計画がそのまま実施される例が多い。自然が失われていく一方で、時の経過と共に環境破壊の原因となる当該公共事業に対する需要も変化している。それにも関わらず、一端計画された公共事業を見直すための手続もなく、人々が見直しを求めるには、裁判で争うほかない。このように、日本では、新たな事業計画による環境破壊を防止するのみならず、相当昔に立案された計画が実施に移られる段階で、その見直しを求める裁判が多い。

なお、日本には、紛争解決のために、国に公害等調整委員会が、県に公害紛争処理委員会(任意)が設置されている。近年では、責任裁定や原因裁定を公害等調整委員会に求める例が増えている。ただし、あくまで「公害」に関する調停、あっせん、裁定であるので、自然保護に関する紛争の処理は管轄外となっている。

## II. 近年の環境公害訴訟

### 1. 公害訴訟

#### 1) 自動車排ガス公害(道路公害)

公害健康被害補償法の第1種疾病に関する指定地域が解除された後は、新規患者に対する認定業務は行われなくなった。そのため、指定地域解除後、新たに公害により呼吸器系疾患を患ったと主張する者は、公害調停以外には裁判による救済が必要となった。そこで、大気汚染のひどい道路沿道付近に居住する呼吸器疾患の患者が、道路設置管理者に対して、自動車排ガスによる健康被害に対して損害賠償とかかる道路公害の差止を請求した<sup>2)</sup>。

裁判で争点となった点は数多くあるが、主要な争点についての判決の判断は以下の通りである。

(A)原因物質をNO<sub>2</sub>とSPMとする原告に対して、道路設置管理者はこれらの原因物質と疾病の因果関係を争ってきた。裁判所は、二酸化窒素との因果関係の認定については概して消極的である。それに対して、SPMとの因果関係を認めている。

(B)因果関係の争点の一つとして、影響の及ぶ範囲(原因物質の到達点)が問われてきた。事件によって異なるが、判決は、それぞれ、沿道から30メートルから50メートルの範囲で影響が及ぶと認定してきた<sup>3)</sup>。

---

2) 尼崎(あまがさき)、西淀川(にしよどがわ)、名古屋南部、川崎、そして東京で訴訟が提起された。東京を除いたこれらの事案では、工場事業者と道路設置管理者の双方を被告としている。これらの地域の幹線道路では、高速道路と一般道路が三階立ての構造となっている箇所が多く、さらに走行自動車総数におけるトラックの混入率が高い。なお、東京には主要な工場はないため、道路設置管理者とともに、工場事業者にかえて自動車メーカーを被告としている。

3) ただし、名古屋南部訴訟地裁判決では、さらに範囲を狭め、沿道20メートルの範囲としている。また、東京大気訴訟における原告は、東京23区内では道路が縦横に結ばれて幹線道路道路網を形成していて、さらに道路では渋滞が多く発生するほどの交通量があり自動車から大量の有害物質が排出されるため

(C)気管支系疾患の場合、喫煙習慣と違法性の関係が問題となる。どの判決も、喫煙習慣が認められるとしても、排気ガスは疾病の増悪原因となるとした。その上で、喫煙習慣は減額事由として認められている。

ところで、公共事業をめぐる公害訴訟では、原告は一貫して損害賠償と併せて公害の差止めを求めてきた、認められてこなかった。それが、尼崎公害訴訟地裁判決<sup>4)</sup>、名古屋南部訴訟地裁判決<sup>5)</sup>で、道路公害の差止が認められるところとなった<sup>6)</sup>。それまでの判決では、差止めの内容となる作為ないし不作為を特定しないでする抽象的差止請求は認められない<sup>7)</sup>、あるいは民事訴訟で公権力発動を求めることが不適正である<sup>8)</sup>、として、差止め請求を否定した。前述の二つの判決では、道路設置管理者はSPMを一定濃度以下とする方法を適宜選択し実施できるので、係る差止は具体的な請求であるとしたのである。特に名古屋南部訴訟地裁判決の場合、差止要件としての公益性との関係で重要な判断を下した。判決は、道路の機能、効用の重大、重要性から、侵害行為の重要性を重視しなければならない」としつつ、本件道路との

---

に、沿道のみならず地域全体が面的に汚染されているという主張、立証をした。しかし、裁判所はかかる主張を入れず、沿道50mの範囲内に居住する者のみについて因果関係を認めた(東京地判平成14年10月20日、判例時報1885号、23頁)。なお、道路訴訟の因果関係論について、吉村良一、「大気汚染公害訴訟における因果関係論—尼崎・名古屋南部訴訟判決を中心に」、法律時報73巻3号、62頁；渡邊知行、「大気汚染公害訴訟における因果関係の認定—尼崎、名古屋南部、東京の三判決を巡って」、名古屋大学法政論集201号、619頁などがある。

- 4) 神戸地判平成12年(2000年)1月31日(判例時報1726号、20頁)
- 5) 名古屋地判平成12年(2000年)11月27日(判例時報1746号、3頁)
- 6) 二つの判決について、大杉麻美、「尼崎大気汚染訴訟・名古屋南部大気汚染訴訟—神戸地判平成12.1.31判時1726号20頁、名古屋地判平成12.11.27判時一七四六号三頁」(特集 重要環境判例の最近の動向)、人間環境問題研究会 編、『環境法研究』29号、1頁～6頁、有斐閣。
- 7) 国道43号線 訴訟第一審判決(神戸地判昭昭和6年17日判例時報1203号1頁、西淀川公害第一 次訴訟判決(大阪地判平成3年3月29日判例時報1383号22頁) など
- 8) 大阪空港公害訴訟最高裁判決(最大判昭和56年12月16日判例時報1025号39頁)。この論理は、道路訴訟には持ち込まれなかった。

関係で公害被害者として差止請求権を有すると認定できる原告がたまたま1名であるとしても、「少なくとも本件国との関係では、その被る損害の内容は本原告の生命、身体に関わるもので回復困難な者であること」を認めて、それを理由として差止請求を認容した。他方で、尼崎判決では、「不特定多数の小野が受ける便益と不特定多数の沿道住民の不利益の両方を視野に入れなければならない」として、「本件道路の限度を超えた供用を継続することは、沿道の広い範囲で、疾患の発症・増悪をもたらす非常に強い違法性があるといわざるをえず、それでも、なお、それら道路の限度を超える供用を公益上の必要性のゆえに許容せざるをえない状況が阪神間に存するとは考え難い。」と原告の個別の事情との関係ではなく、地域全体の汚染状況と道路の持つ公益性を衡量している。

## 2) 水俣病

水俣病については、あらゆるタイプの訴訟が提起されてきたとって過言ではない。ところで、水俣病患者に対する損害賠償の仕組みは極めて特殊である。公害健康被害補償法に基づく認定手続きを経て水俣病患者として認定された被害者は、同法に基づく補償を受給するか、それとも水俣病公害訴訟判決後の和解契約に基づく損害賠償をチッソから受けるかは、当該被害者に委ねられた。補償される金額がチッソからの損害賠償として受け取る金額の方が高いので、全ての認定患者はそちらを選択した。認定基準は公害健康被害補償法の手続きに従って国が定めるが、当初の基準から変更したことによって、多くの患者が申請しても認定を拒否され、場合によっては認定の可否すら長期にわたり判断されないままに放置された。そこで、認定の違法取消訴訟、認定処分不作為違法確認訴訟<sup>9)</sup>、認定不作為違法損害賠償訴訟<sup>10)</sup>というタイプの訴訟が提起された。

また、そもそも国が有機水銀を含む排水についての規制を懈怠したとし

9) 熊本地判1974年12月13日(原告請求認容・確定)

10) 最高判1991年4月26日判決(破棄差戻し)、差戻し後、最高裁2001年2月13日判決(原告敗訴)

て、関西に移住した被害者が不作為違法損害賠償請求事件を提起した。同最高裁判決<sup>11)</sup>では、以下のような理由で原告勝訴となった。すなわち、チッソによる有機水銀による被害であることが判明した時点で、工場排水に関する規制法が制定されていたにもかかわらず、チッソ水俣工場の排水水域を規制対象地域としての指定をしなかったことを違法として、国に損害賠償責任を認めた。かつ、認定基準について、現行基準よりも緩和した基準を適用した<sup>12)</sup>。その後、同基準により国家賠償を求める原告が三千人以上の患者に達し、また、認定の義務づけ訴訟も起こされた。

### 3) アスベスト

アメリカのアスベスト訴訟は1980年代から始まっていたが、日本では、この問題が社会問題としてクローズアップされたのは、市民団体が工場周辺に居住する多くの市民や工場労働者の妻が中皮腫あるいはアスベスト肺を発症していること明らかにした、2004年のいわゆる「アスベストショック」といわれる事件からである。大阪府尼崎市のアスベスト工場に起因するアスベスト被害が、市民団体の調査で明らかにされたのである。この事件を契機に、アスベスト救済についての特別措置法が制定され、制度的救済が図られるようになった。しかし、全体が救済されるわけではなく、アスベスト使用環境にある労働に一定期間従事していた証明(労働災害用)、アスベスト使用工場付近に居住していた証明(環境被害用)がない場合などについては、制度救済は得られない。制度的救済は得られるにしても、その谷間に落ちる事例について、複数の損害賠償訴訟が提起されている。

その中でも、大阪府の泉南地域(先の工場とは別の地域)には、アスベスト

11) 最高判2004年10月15日(判例時報1876号3頁)

12) 現行基準では、感覚障害や運動失調、視野狭窄(きょうさく)など複数の症状の組み合わせを必要条件としたが、複数の基準を満たさないものについても、水俣病とした。さらに、最高裁判決後に、最高裁判決で水俣病として認められた原告が、熊本県に対して認定の義務づけ訴訟を提起し、大阪地裁2010年7月16日判決で、現行基準に理由がないとして、認定を認めた。

布を生産していた零細工場が数多く集まっていて、民間医療機関の自主検診によって、同地域の居住者に多くの中皮腫やアスベスト肺の患者が見つかった。これらの患者の多くは、零細工場の工場主や労働者であった。工場主といっても、一人親方といわれる従業員なしで生産をしている者や1, 2名の従業員とともに生産に携わっている人が多い。これらのアスベスト布製造工場はすでに倒産し、証明を得るために当時の雇用主を探すことは難しく、また零細事業主の場合には労災保険に加入していない場合も多く、制度的救済が困難だった。

そこで、一人親方を含む労働者および近隣住民が、国を被告として、アスベスト労災規制の懈怠を違法とする、国家賠償訴訟を提訴した。大阪地裁判決<sup>13)</sup>では、規制の不作为を違法とし、損害賠償請求を認容したが、他方で、近隣住民については、因果関係を認めなかった。本年8月25日、大阪高裁は、第1審判決を覆し、国の責任を否定した。本件は現在、最高裁に継続中である。

これ以外にも、東京や大阪で建設労働者の損害賠償請求訴訟が提起されている。

#### 4) 低周波音

近年、工場や家庭の機器類から出る低周波音が問題となっている。低周波音に関する紛争では、低周波音が発生しているかどうか、その有無そのものが争点となることが多い。低周波音の発生が認められ、損害賠償が認容される事例も増えている。次の基地訴訟の累計に入るが、普天間爆音訴訟<sup>14)</sup>の控訴審判決ではヘリコプター特有の低周波騒音について被害を認めた。

13) 大阪地判平成22年5月19日判例時報2093号3頁。同判決について、吉村良一、「アスベスト被害と国の責任—泉南アスベスト訴訟の課題」、法律時報82巻2号, 52~56頁ほか。

14) 福岡高那覇支判2010年7月29日判例時報2091号162頁。同訴訟では、米軍普天間飛行場の周辺住民396人が国を相手に米軍機の夜間、早朝の飛行差し止めや騒音被害による損害賠償などを求めた。差し止め部分は棄却している。なお、同判決では、同基地は世界一危険な飛行場であるとも述べている。



なお、低周波音については、公害調停にかけられる事例も少なくない。地下鉄からの低周波騒音については、責任裁定が申請された<sup>15)</sup>。風力発電についても低周波音が問題視され、被害者から低周波音についての原因裁定が申請された事例がある<sup>16)</sup>。

なお、風力発電の低周波騒音について、建設時の環境影響評価の調査・評価項目に入った。

#### 5) 基地訴訟

基地訴訟は、自衛隊、在日米軍基地を対象とする訴訟である。基地から発する騒音は尋常ではなく、また夜間の騒音も厳しく、近隣の住民による基地の差止や損害賠償を求める訴訟は多い。前述の普天間基地訴訟では、原告は騒音の測定を請求している。損害賠償はいずれの事案でも認容されている。しかし、将来の損害にかかる賠償請求を認めていないので、同じ基地を対象とする訴訟が繰り返されている<sup>17)</sup>。それに対して、米軍基地については差止めや差止めの裁判権も問題<sup>18)</sup>、差止を認められた例はない。

---

15) 公害等調整委員会2003年3月31日裁定(棄却)。

16) 同申請については、本年2月、申請人により申請が取り下げられた。

17) 横田(在日米軍)基地訴訟は、1976年に最初に騒音被害に対する損害賠償と飛行の差止をも求めて提訴し、1993年2月最高裁判決(平成5年2月25日、判例時報1456号53頁)が確定した。1994年に第三原告団の控訴審判決が確定し、最初の横田基地訴訟は終結。1996年には再度訴訟が提起され、2009年に最高裁判決(平成19年5月29日判例時報1978号7頁)が出されて、2度目の訴訟が終了した。なお、いずれの訴訟においても、過去分の損害賠償は認められたが、将来分の損害賠償は認められなかった。

沖縄では、第1回沖縄嘉手納(在日米軍)基地訴訟は、1982年に提訴されて、1998年控訴審判決で確定(過去分の一部損害賠償請求認容、差止却下。)。2000年、再び訴訟提起。2009年控訴審判決(過去分認容、差止却下)が出され、原告が将来分の損害賠償と差止を求めて上告したが、2011年1月29日上告を棄却。基地訴訟としては、その他、小松基地、厚木基地等の騒音について訴訟が起こされてきた。

18) 吉村良一、「基地騒音公害の差止め—米軍機による騒音を中心に」、立命館法学292号、452～482頁参照。

損害賠償訴訟としての最大の論点は、「危険への接近」論の適否である<sup>19)</sup>。  
基地については危険への接近の理論が認められない判決もある<sup>20)</sup>。

基地訴訟としては、騒音訴訟以外には、辺野古基地建設をめぐる、いわゆるジュゴン訴訟<sup>21)</sup>といわれる、基地建設による自然破壊を違法とする基地建設差止訴訟がある。

19) 「危険への接近」とは、騒音を知り、あるいは知ることができたにもかかわらず騒音地域へ移動して来た場合には、損害賠償は認められないとするもので、大阪空港公害訴訟最高裁判決で適用された。横田基地訴訟判決で「私法関係においては、自己責任の原則が妥当するから、危険に接近した者がその存在を認識しながらあえてそれによる被害を容認していたようなときは、事情の如何により加害者の免責を認める場合がないとはいえない(免責の法理)」。また、「加害者の免責までは認められなくても、危険に接近した者が危険の存在を認識し又は過失により認識していなかったような場合には、過失相殺の法理を類推して、その者に発生した損害の一部を負担させるべきである(減額の法理)」と判示している。

20) 注12の普天間基地爆音訴訟福岡高裁判決は、「沖縄本島中部地域においては、普天間飛行場の騒音の影響を受けずに居住することができる地域が限られていて、もともと損害回避の可能性が乏しい中で、原告らは、地縁上、血縁上の理由から、あるいは、生活上、職業上の理由から、やむを得ず普天間飛行場周辺に転居したものであって、特段非難される事情は認められないのに対し、被告の側は、近接する嘉手納飛行場について、騒音被害が違法な水準に達しているとの司法判断が3度にわたって示されているにもかかわらず、普天間飛行場について抜本的な騒音を講ずることがないまま現在に至っており、いまだ自らが定めた環境基準における基準値も達成していない等の事情にかんがみると、原告らにおいて普天間飛行場の本件航空機騒音による被害を受忍すべきものとして、被告の損害賠償責任を免れさせることは、衡平の理念に照らして相当とは考えられない」として、危険への接近の法理による免責をする理由がないとした。嘉手納基地騒音差止訴訟那覇地裁判決(平成17年2月17日、訟務月報52巻1号1頁)もまた、危険接近の理論の適用を排除している。

21) この事案については、米国でも、沖縄県名護市辺野古沖に計画されている米軍普天間飛行場代替施設の建設が、米国文化財保護法 (National Historic Preservation Act (NHPA))と同等の内容をもつ日本の文化財護法において天然記念物に指定されている沖縄ジュゴンに影響するため、NHPA違反となることの確認請求をした。米国サンフランシスコ連符地裁は、基地建設によるジュゴンへの影響を回避する「考慮」を命じた上で、環境影響評価 (アセスメント) 文書を同地裁に90日以内に提出するよう求めた。

## 2. 廃棄物訴訟

廃棄物処分をめぐる訴訟は、全国各地で起こっている。特に、廃棄物の最終処分場は、生産活動の盛んな都市地域でなく、東北、九州山地など、人家の少ない山間部の谷に設けられる。これらの地域では、これらの谷の水を水道の水源としている場合も多く、しばしば反対運動が生じ、住民が建設や操業の差止訴訟を中心に、施設設置許可の取消訴訟を提起している。これらの訴訟では原告勝訴となる事件が多いことも特徴である<sup>22)</sup>。

他方で、施設設置が不許可とされた事業者からの訴えも少なくない。道府県では、法令の定める要件では足りないとして、要綱を設けて付加的な要件を定め、許可申請時に同要綱に従うよう求めている。判決は、いずれも係る付加的な要件は違法として、不許可処分の取り消しを認めてきた。このような事態に対して、自治体は、水道法に基づく水道水源条例を定めて廃棄物最終処分場の規制を行うに至った。この条例をめぐる、最高裁判決が出され、事案における条例のあり方については違法のおそれがあるとされながらも、一般的に水道水源条例を制定すること自体を違法とはしなかった<sup>23)</sup>。

不法投棄については、付近住民による不法投棄の撤去を求める訴訟で、不法投棄を違法として撤去を命じた判決もあったが、相手方が特定できない場合が多く、付近住民による訴訟は少ない。そのほとんどが、不法投棄をめぐる刑事裁判である。特記すべきは、リサイクル資材として認定を受けた「製品」(フェロシルト)が実質的には有害産業廃棄物そのものであり、それを路盤材として利用したことを、不法投棄として製品を製造した企業の幹部が有罪判決を受けたことである<sup>24)</sup>。

---

22) 代表的な判決として、仙台地決平成4年2月28日、判例時報1429号109頁を上げておく。この事件は、処分場からの汚水によって飲料水が汚染されるおそれがあるなどの平穩に生きる権利が侵害されるとして、差止めを認めた。淡路剛久、「廃棄物処分場をめぐる裁判の動向」、環境と公害31巻2号、12頁参照のこと。

23) 最高判平成16(2004)年12月24日(長島町水道水源保護条例判決)判例時報1882号3頁

### 3. 土壤汚染訴訟

土壤汚染については、土壤汚染対策法が制定されて、土壤汚染対策として汚染土地の除去が行われるようになり、土壤対策を行った者が、その汚染の原因者に対して損害賠償を請求するという訴訟が出てくるようになった。排出者として特定された場合には、排出者責任として認められる例が多い。ところが、自治体が購入した土地がその後の規定の改正で有害物質として認定された物質(フッ素)で汚染されたことが判明した事例で、先頃最高裁判決が出された<sup>25)</sup>。同地の購入前の所有者であり、かつ汚染原因者であった化学会社について、売買契約の当事者間でどのような品質が予定されていたかは、契約締結当時の社会通念を斟酌して判断すべきで、売買契約時に危険性を認識できなかった場合、商品に瑕疵があったとは言えず、売り主は責任を負わないとして、土地の隠れた瑕疵について責任を負わなくてよいとする判断を示した。

### 4. 自然環境・文化環境保護

ダム、道路、林道、ゴルフ場をめぐって、自然破壊の防止という観点から、裁判が起こされてきた。これらについては、事業許可の取消を争う場合、住民訴訟として財務会計上の違法があるとして争う場合がある。前者の初期の土地収用裁決取消事件(日光太郎杉事件)東京高裁判決<sup>26)</sup>では、道路拡張において、土地収用事業認定の要件である「土地の合理的利用」を判断するに際して、歴史文化的環境をも配慮してこなかったとして、認定を取り消した。環境影響評価制度が導入された後は、環境影響評価の適正を争うこととなる。

後者の例として、道有林野産物売り払い契約および請負契約に基づいて本

24) 津地裁2007年6月25日判決(副工場長懲役2年実刑判決)未掲載

25) 最高裁2010年6月1日判決

26) 東京高裁1973年7月13日判決、判例タイムズ279号124頁

来受光伐のみであるはずが皆伐し、条例に違反するとして、住民訴訟による損害賠償請求訴訟を提起する例をあげることができる。また、泡瀬干潟埋立差止訴訟(後述)もまた住民訴訟として提起されている。住民訴訟では原告適格の要件として当該自治体の住民であることのみが要求されるために、後述のように自然保護訴訟として利用される。

これとは異なり、実質的自然保護訴訟となっている潮受け堤防排水門の開門を求めた訴訟では、漁民が原告となり環境悪化により漁業被害を主張している。同裁判では、福岡高裁は、3年以内に5年間開門することを命じた<sup>27)</sup>。

また、自然保護訴訟では、自然の権利訴訟として、生物を原告とする訴訟が提起されているが、いずれも却下されている。首都圏中央連絡道路(圏央道、首都圏の最も外の環状道路)の建設の中止を求めて様々な訴訟が提起されているが、原告に生物のみならず、天狗や城が原告となっているのである。自然保護団体も原告となっているが、先の生物や文化的施設とともに、却下されている。

## 5. 環境アセスメントに関する訴訟

日本では、環境影響評価書の内容の違法を環境影響評価手続違反として直接争う訴訟は認められていない。そこで、環境影響評価手続を経た事業の差止訴訟あるいは許認可の取消訴訟において、違法の理由として環境影響評価の不備を争うことになる。実際、原告である住民等が環境影響評価の仕方の不備を争う事例は少なくない。しかし、判決では環境影響評価の内容を違

<sup>27)</sup> 福岡高裁2010年12月6日判決(確定)。ただし、その後有明海の漁業不振は国営諫早湾干拓事業(長崎県)が原因として、長崎県諫早市と佐賀県太良町の漁業者41人が国を相手取り、潮受け堤防排水門の即時開門などを求めた訴訟で地裁、高裁共に5年以内の試験的開門を認めた。政府は、この判決に対応して、試験的開門に応じるとして、本判決は確定した。この判断を受けて、干拓地に入植した農民が開門び差止めを求めて、長崎地裁に提訴した。同地裁は、は、事業と漁業被害との因果関係を認めず、事業には公共性があるとして「開門に理由はない」との判断を示した(2011年6月27日)。二つの全く反対の判断がなされている。

法として認めさせることは困難である<sup>28)</sup>。

それ以上に、環境影響評価手続きを避けるために、事業を対象規模未満にする事例が後を絶たない。住民等が係る脱法行為に対しては裁判で是正させるには、意図的に規模を縮小し、環境影響評価の対象外としたことを違法とし、当該事業の許可の取消しを求めるか、あるいは差し止めを求めることとなる。しかし、係る脱法行為を違法とする判例はみられない。<sup>29)</sup>このように、環境影響評価法および同条例で人々の環境影響に対する意見参加が権利として認められるものの、裁判所は、それが情報提供参加以上の権利として認めていないのである。

## 6. 原子力発電所

原子力発電所の設置許可の取消しあるいは建設の差止を求める訴訟は、これまで数多く提訴されてきた。伊方原発訴訟が原発裁判として最初の事例であるが、その伊方原発訴訟最高裁判決<sup>30)</sup>で、高度に専門的な科学技術的判断について安全審査基準の合理性あるいは手続の適正性の観点から違法性の判断をするという考え方を示した。実際の判断では、伊方原発最高裁判決を含めて、原子力発電所の取消を認めた判決は、一例を除いてない。志賀原子力発電所2号炉の建設の差止訴訟金沢地裁判決が唯一のものである<sup>31)</sup>。この事

---

28) 泡瀬干潟埋立てについての市の財政支出を違法とする住民訴訟が提起され、同事件では、地方裁判所、高等裁判所ともに、原告の主張が認容された。訴訟中、原告は環境影響評価の不備を訴えたが、判決はこの違法は認めていない(泡瀬干潟埋立公金支出差止等請求控訴事件、福岡高等裁判所那覇支部2009年10月5日判決、判例時報2066号3頁)。

29) 後掲注34の生田緑地訴訟は同緑地内に岡本太郎美術館建設差止訴訟であるが、川崎市環境アセスメント条例の定める開発行為の土地面積1万平方メートル以上というアセス手続適用要件を回避するために、資材運搬用取り付け道路分1620平方メートルを開発面積から外した。開発者である川崎市はこれについて、工事終了後には撤去するので開発区域ではないし、開発行為でもないとした。

30) 最高裁1992年10月29日判決、判例時報1441号37頁

案も最高裁に二度行ったが、最終的には原告敗訴となっている。その他、高速増殖炉「もんじゅ」建設差止訴訟第二審判決が差止を認めている。

原子力事故についてみると、JCO事故が死亡者を出した例では、事故後、風評被害に関する裁判が8件起きている。納豆業者、水産加工業者などから、引き取りを取引先から拒否され、ほかにも売却できずに焼却処分にしたというような被害を主張した。因果関係の立証が中心となるが、原告が取引先に対し更に引取を求めて交渉するなどの努力を怠っており、そのような努力をしてもなお損失を被らざるを得なかったことを認めるに足りる証拠はないとして、原告主張の損害には、本件事故との相当因果関係を認めることはできないと判示し、原告の請求を棄却している例もある<sup>32)</sup>。

後述のように、日本の原告適格の狭さが問題となるが、伊方原発訴訟最高裁判で近隣住民に対して設置許可取消訴訟の原告適格を認め、もんじゅ訴訟最高裁判決では、「もんじゅ」から58km離れた住民にまで設置許可処分無効確認訴訟の原告適格を認めた<sup>33)</sup>。

31) 金沢地裁2006年3月24日判決、判例時報1930号25頁。同判決は、2号機の敷地で起きる地震の危険性と耐震設計について検討。耐震設計が妥当といえるためには、運転中に大規模な活動が発生しうる震源の地震断層をもれなく把握していることと、直下地震の想定が十分であることが必要である、とした。

32) 名古屋高判平成15年1月27日、判例時報1818号3頁。原子炉設置許可無効確認訴訟として提起されたが、無効の要件として、一般には瑕疵が重大かつ明白でなければならないとされてきたが、原子炉の潜在的な危険性の重大さから、瑕疵の重大性のみを要件とすれば足りる。すなわち、明白性はいらないとされた。

33) 最高判1992年9月22日判例時報1437号29頁。同判決は、「当該住民の居住する地域が、前記の原子炉事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域であるか否かについては、当該原子炉の種類、構造、規模等の当該原子炉に関する具体的な諸条件を考慮に入れた上で、当該住民の居住する地域と原子炉の位置との距離関係を中心として、社会通念に照らし、合理的に判断すべき」であるとし、従来よりも広い範囲の住民にも原告適格を認めたのである。この判決前の当時の学説を見ても、原発訴訟において、住民に原告適格を認めることに総じて好意的であった。塩野宏、「原子力法の手続における裁判所の役割と活動」；金沢一郎編、『日独比較原子力法』、47頁；阿部泰隆、「原発訴訟をめぐる法律上の論点(伊方原発訴訟判決<特

現在浜岡原子力発電所について、操業の差止請求事件が控訴審に継続している。なお、第一審判決は、原告敗訴である。また、現在建設準備行為が進行中の上関原発に関しては、公有水面埋立請求を訴訟後に述べる自然の権利訴訟として提起されているのである<sup>34)</sup>。

### Ⅲ. 日本の環境公害訴訟の特徴

#### 1. 大量原告

代表者訴訟という類型がない日本においては、公害被害損害賠償事件にお

---

集>」, ジュリスト668号, 17頁; 同「原発訴訟をめぐる法律問題(一)」, 判例時報1142号(判評314号), 166頁; 同「東海原発訴訟第一審判決の意味」, ジュリスト843号, 73頁; 同「原子炉設置許可無効確認訴訟の原告適格」, 法学教室110号, 86頁; 山村恒年, 「原子炉設置許可取消訴訟の原告適格 (伊方原発訴訟判決をめぐって<特集>)」, 判例タイムズ29巻10号, 10頁; 原田尚彦, 「原子炉設置許可無効確認訴訟の原告適格」, 法学教室20号, 87頁; 首藤重幸, 「『もんじゅ』行政訴訟控訴審判決の検討」, 法律時報61巻12号, 45頁などがある。同判決についての判例評釈に、桑原勇進, 「原子炉の設置許可処分無効確認を求める周辺住民の訴えの利益(いわゆるもんじゅ事件最高裁2判決)」, 法学協会雑誌111巻12号, 1887頁~1900頁; 高橋滋, 「1.設置許可申請に係る原子炉の周辺に居住する住民と原子炉設置許可処分の無効確認を求めるにつき行政事件訴訟法36条にいう「法律上の利益を有する者」 2.設置許可申請に係る原子炉(高速増殖炉)から約29キロメートルないし約58キロメートルの範囲内の地域に居住している住民が右原子炉の設置許可処分の無効確認を求めるにつき行政事件訴訟法36条にいう「法律上の利益を有する者」に該当するとされた事例」, 民商法雑誌109巻2号, 302頁~315頁などを参照のこと。なお、注28判決では、700キロメートルの範囲内の原告全てに原告適格を認めている。もんじゅ事件は本案については、原告敗訴。

- 34) 祝島住民, その他長島の自然の恵みを享受し, 本件原発による事故により生命身体の危険にさらされる可能性がある団体および個人とともに, スナメリ, カンムリウミスズメ, ヤシマイシン近似種, ナメクジウオ, スギモクを原告としている。これまで、埋立免許の取消しについては、自然はおろか、住民についても、埋立後の土地利用に係る利益侵害については認めないとして、原告適格を認めてこなかった。



いては、それぞれの被害者が原告となり訴訟を提起せざるを得ない。東京公害訴訟は100人以上の原告が同一の弁護士達に依頼し、先に挙げた国の不作為を違法と認めた水俣病関西訴訟最高裁判決以後の水俣阿病に関する損害賠償請求では、3000人近い原告が順次訴訟を提起し、不知火訴訟原告団を結成した。さらに、新嘉手納基地訴訟も5500人という原告が訴訟を提起している。これらは、一度に提訴するというわけではなく、一つの弁護士団に依頼する方法で、第一陣、第二陣というように、原告として名乗りを上げた人が一定数集まった段階で提訴していくという方式を採用している。まさに、日本式訴訟方式と言えるが、一定の利点もある。個々の原告が当事者であるという意識を持ち得て、訴訟支援を求める活動に対して主体的な行動を取りやすいからである。とはいえ、原告となることは日本では相当の勇気と覚悟があるので、多いとは言っても被害者全体からすれば少数の者しか原告とはならない。そこで、水俣病損害賠償判決後に原告がチツソとの間で、被告であるチツソが原告以外の被害者に対しても判決と同様に損害賠償を支払う旨の和解契約を締結した。日本では、このような形で、公害訴訟は代表者訴訟として役割を果たしてきた。

## 2. 狭い原告適格

前述のとおり、これまでの日本では、環境に影響を与える決定に対して住民等のステークホルダーの意見を十分に配慮する仕組みがなく、裁判がその役割を果たしてきた。原告住民は、裁判という場でようやく意見を対等に聞かれる地位を獲得した。とはいえ、原告適格等の訴訟要件は、その地位を得るための最大の関門となって立ちはだかつてきたのである。

環境基本法は環境への負荷を最小にし、人類の生存の基盤である生態系の維持をその理念として掲げて、それを関係するすべての者が公平役割分担で行っていくことを規定している(同法3条、4条)。だが、民事訴訟、行政訴訟とも、環境権を認められていないことから、人格権や財産権からしか、環境に悪影響を与えるおそれのある行為の差し止めを求める事はできない。環境

権を否定するこれまでの判決は、共通して、その内容、範囲が明確でないことを理由としている。アマミノクロウサギ訴訟福岡高裁判決では、代弁者としての市民や自然保護団体の原告適格に対して、「自然享有権」に基づく原告適格を理由なしとし、却下した<sup>35)</sup>。諫早湾の干拓に関連する訴訟は、人格権や財産権は認めるが環境権や自然享有権あるいは動物の権利については認めない裁判所の立場を示す典型例である。諫早湾の干拓に対しては、自然保護の観点から多くの反対運動があった。その中で、いわゆるムツゴロウ訴訟といわれる、諫早湾の干潟に住むムツゴロウ(魚の一種)等の魚を原告として干拓差止を請求した自然の権利訴訟が提起されたが、民事訴訟法上、人にしか訴権は認められないとして却下されている<sup>36)</sup>。それに対して、先に挙げた諫早湾の漁民が原告となった訴訟では、環境権は認めないとしながら、塩受け堤防の閉門により漁業被害のおそれがあること、すなわち財産権の侵害漁民を理由に原告適格を認めた。

とはいえ、人格権や財産権からより公共的な利益を積極的に認める傾向も出てきた。国立景観訴訟最高裁判決<sup>37)</sup>(民事訴訟)が住民の景観に対する利益

35) 同判決では、自然共有の権利の代弁者としての市民やNPOについて、「自然に影響を与える行政処分に対して、当該行政処分の根拠法規の如何に関わらず、「自然享有権」を根拠として「自然の権利」を代弁する市民や環境NGOが当然に原告適格を有するという解釈をとることは、行政事件訴訟法で認められていない客観訴訟(私人の個人的利益を離れた政策の違憲、違法を主張する訴訟)を肯定したのと実質的に同じ結果になるのであって、現行法制と適合せず、相当でない」として、原告適格を否定している。圏央道事業認定取消請求事件(東京地判平成22年9月1日判例時報2107号22頁)では自然保護団体の原告適格を否定した。

36) 長崎地判平成17(2005)年3月15日(未掲載)は、魚の原告適格について否定している。これまで、アマミノクロウサギ訴訟(鹿児島地判平成13(2001)年1月22日、未掲載)をはじめとして、生田緑地訴訟(横浜地判平成9(1997)年9月3日判例地方自治173号73頁・判例紹介)、オオヒシクイ訴訟(東京高判平成8(1996)年4月23日判例タイムズ957号194頁)など自然を原告とする訴訟が提起されてきたが、いずれも却下されている。

37) 最高判平成18(2006)年3月30日判例時報1930号3頁。それまでも町並み保存地区内のマンション建築に関して言って以上の高さの建築の禁止を命じた名古屋地判平成15(2003)年3月31日(判例タイムズ1119号278頁)がある。

を認め<sup>38)</sup>、続く柵の浦埋立免許処分差止訴訟広島地裁判決<sup>39)</sup>が柵地区の人々の柵の景観に関する利益を法律の保護する利益として認めたのである。

行政事件では、行政事件訴訟法の原告適格の要件が「法律が保護する利益」を有する者に限定され、その解釈も厳格に回されていた。したがって、公害被害を主張する者であっても、都市計画事業認可取消との関係では、同認可が環境への影響を考慮していないからとして、認可の対象となった都市計画道路の付近に居住する住民に原告適格が認められなかった<sup>40)</sup>。しかし、行政事件訴訟法の改正によって、取消の対象となる行政処分の関連法規をも含めて判断することを求められるようになった。その最初の事例として、道路と鉄道の立体交差化事業都市計画事業認定取消請求訴訟大法廷判決<sup>41)</sup>において、公害防止計画の定められている地域の住民であって直接騒音被害等の及ぶ範囲の住民に原告適格を認められるようになった。

なお、アイヌ(北海道の先住民)文化的環境に保護法益を認めた判決がある<sup>42)</sup>。

### 3. 対象適格

行政事件訴訟法では、対象適格についても制限があり、環境基準の緩和の

---

38) 眺望権は、景観権に先だって、財産権から独立した権利として認められてきた。たとえば、横浜地判判例時報720号81頁、小田原支判平成21(2009)年4月6日判例時報2044号111頁参照。それに対して、入浜権は否定された(長浜町入り浜権訴訟、松山地判昭和53年5月29日判例時報889号3頁)。

39) 広島地判平成22年8月1日判例時報2060号3頁

40) 同様に、埋立免許取消訴訟では、埋立対象区域に漁業権を有する漁業協同組合以外の、環境影響を受けるであろう区域に漁業権を有する者や埋立後の工場等の立地によって損害を被るおそれのあるものについては、原告適格を認められてこなかった。

41) 最高判平成18(2006)年3月30日判例時報1931号3頁

42) 札幌地判平成9(1997)年3月27日1598号33頁。同事件は、ダム建設のための収用裁決の取消を求めた事例である。アイヌ文化の侵害を違法としつつ、事情判決に終わった。

違法を争った事件では、特定の者の特定の権利義務を変更する処分や公権力の行使でなければ、訴えることができないとして、却下されている。同様に、都市計画法上の用途地域の指定などの行政計画の対象適格性に厳しい制約があり、初期の段階で争うことが困難である。

#### 4. 裁判の役割と新たな政策

裁判の役割の日本的特質を上げておかなければならない。裁判は判決によって賠償金等の請求内容を獲得することに本来の意味がある。同時に、裁判により原告が巨大企業や国と対等に自らの意見を主張し、救済を求めることが出来る唯一と言っても良い場所として機能してきた。その観点からすると、裁判とは原因者に被害に対する救済責任を認めさせる手段である。そこで、原告は、判決が賠償責任あるいは差止責任を認容したならば、当事者の和解契約あるいは協定で将来の課題について協定する。イタイイタイ病裁判の終結後に、当事者間で協定が締結され、①原告農地の汚染土壌の客土および覆土、②原告、原告の指定する科学者および弁護士の被告工場地域への立ち入りとそれに基づく公害根絶のための円卓会議の実施が定められた。水俣病訴訟では、前述のとおり原告以外の水俣病患者についても被告企業は判決と同様の損害賠償責任を負うことを内容とする和解協定が結ばれた。

さらに、道路訴訟では、損害賠償のみ認めた川崎公害訴訟でも、道路公害の解消のために和解協定を締結して、重度の汚染源である産業道路の車線削減や緑化事業、ぜんそく患者を対象とした医療費助成の拡大などを実現している<sup>43)</sup>。尼崎訴訟など差止めが認められたところでは、その内容の実現にむけて原告を含めた政策協議をすることが協定された。東京公害訴訟では、同訴訟の原告には公害健康補償法の地域指定解除後の患者でいわゆる「未認定患者」が多くいた。そこで、原告にとって、道路公害被害の治療に関わる医療費を含む救済制度を構築することが、判決後の課題となった。同訴訟判決

<sup>43)</sup> 篠原義仁編、『よみがえれ青い空—川崎公害裁判からまちづくりへ』、花伝社、2007に詳しい。

では、自動車メーカーの社会的責任は認めしたが、損害賠償責任は認めなかった。そのために害賠償の支払い義務こそないが、社会的責任に基づいて、被告である国、東京都とともに、制度整備の実現があることを認めさせて、新たな制度を設けることで和解協定が成立したのである。制度としては、基金で健康保険の自己負担分を給付する、というものである。

このように、裁判判決は、公害被害への責任を認めさせると同時に、同種の事件の解決のための新たな政策づくりへの役割を与えてきた<sup>44)</sup>。

#### IV. 終わりに一残された課題

残された課題というには、残された部分が余りにも大きい。その中で、四つの課題を挙げておくことで、まとめとしたい。

原告適格については環境権をどのように認めさせるのかは、長年の課題である。環境権あるいは自然享有権が認められないということで、裁判を通じて自然環境を保護することが極めて困難である。自然保護に関しては、かかる権利の主体として自然保護団体が相応しいとの観点から、団体に訴権を与えることが課題となっている。

また、環境への影響を与える行為について、できる限り早い段階で予防することが望ましいが、そのためには行政計画に対する訴訟あるいは規則等に対する訴訟が認められることが必要である。

また、原子力訴訟、バイオ研究施設訴訟あるいは化学物質訴訟のように、極めて高度の科学技術的判断を要する場合の違法性審査のあり方については、今後ますます問題となる。その内容審査と適正な手続という観点からの審査をどのように組み合わせていくかが課題となっている。

科学技術的な論点ということに関して、公害等調整委員会に原因裁定を申

<sup>44)</sup> 淡路剛久, 「「制度改革訴訟」と権利の実現—尼崎道路公害差止め判決に焦点を合わせて」, Law & Practice, 133-153頁.

請するケースが少しづつではあるか増えている。諫早湾干拓訴訟では、裁判をする一方で、公害等調整委員会に、塩受け堤防が業業に被害を与えていることに関する原因裁定を申請し、判断を得ているのもその一つである。ここでは、訴訟についてのみ触れてきたが、公害等調整委員会を改組し、環境全般に対して管轄権を与え、裁判とADRの適切な組み合わせを指向することも、問題解決のために需要である。

以上、課題は山積している。最後に、単に解釈だけでは問題解決の限界に來ている場面が多く、立法的な解決が併せて課題になっていることを指摘しておく。

투고일자 2011.10.24, 심사일자 2011.11.15, 게재확정일자 2011.11.21

## [参考文献]

- 阿部泰隆, 「原発訴訟をめぐる法律上の論点(伊方原発訴訟判決<特集>)」, ジュリスト668号, 1978.7
- 阿部泰隆, 「原発訴訟をめぐる法律問題(一)」, 判例時報1142号(判評314号), 1985.4
- 阿部泰隆, 「東海原発訴訟第一審判決の意味」, ジュリスト843号, 1985.9
- 淡路剛久, 「廃棄物処分場をめぐる裁判の動向—人格権としての平穩生活権の進展」, 環境と公害31巻2号, 2001.10
- 淡路剛久, 「「制度改革訴訟」と権利の実現—尼崎道路公害差止め判決に焦点を合わせて」, Law & Practice, 2011.4
- 大杉麻美, 「尼崎大気汚染訴訟・名古屋南部大気汚染訴訟—神戸地判平成12.1.31判時1726号20頁、名古屋地判平成12.11.27判時一七四六号三頁」(特集 重要環境判例の最近の動向), 人間環境問題研究会 編, 『環境法研究』29号, 有斐閣, 2004.10
- 桑原勇進, 「原子炉の設置許可処分は無効確認を求める周辺住民の訴えの利益(いわゆるもんじゅ事件最高裁2判決)」, 法学協会雑誌111巻12号, 1994.12
- 篠原義仁編, 『よみがえれ青い空—川崎公害裁判からまちづくりへ』, 花伝社, 2007
- 首藤重幸, 「『もんじゅ』行政訴訟控訴審判決の検討」, 法律時報61巻12号, 1989.10
- 高橋滋, 「1.設置許可申請に係る原子炉の周辺に居住する住民と原子炉設置許可処分の無効確認を求めるにつき行政事件訴訟法36条にいう「法律上の利益を有する者」 2.設置許可申請に係る原子炉(高速増殖炉)から約29キロメートルないし約58キロメートルの範囲内の地域に居住している住民が右原子炉の設置許可処分の無効確

認を求めるにつき行政事件訴訟法36条にいう「法律上の利益を有する者」に該当するとされた事例」, 民商法雑誌109巻2号, 1993.11

山村恒年, 「原子炉設置許可取消訴訟の原告適格 (伊方原発訴訟判決をめぐって<特集>)」, 判例タイムズ29巻10号, 1978.8

吉村良一, 「アスベスト被害と国の責任—泉南アスベスト訴訟の課題」, 法律時報82巻2号, 2010.2

吉村良一, 「基地騒音公害の差し止め—米軍機による騒音を中心に」, 立命館法学292号, 2004.3

吉村良一, 「大気汚染公害訴訟における因果関係論—尼崎・名古屋南部訴訟判決を中心に」, 法律時報73巻3号, 2001.3

渡邊知行, 「大気汚染公害訴訟における因果関係の認定—尼崎、名古屋南部、東京の三判決を巡って」, 名古屋大学法政論集 201号, 2004.3



[국문초록]

## 일본에 있어서의 환경공해소송의 현상과 과제

이소노 야요이 \*

본 논문은 일본의 환경공해소송의 흐름과 향후 과제에 대하여 고찰하고 있다. 일본의 경우 종래 소위 4대 공해소송을 통하여 환경법의 진보를 이루어 왔다. 다양한 환경입법이 이루어져왔고 환경관례의 법리가 발전하여 왔다.

최근 제기되고 있는 환경공해소송으로는 도로공해소송, 석면소송, 저주파음소송, 기지소송 등이 있고, 폐기물소송, 토양오염소송, 자연과과·문화환경보호소송, 환경영향평가 소송, 원자력발전소 소송 등도 활발하게 제기되고 있다.

그러나 일본에서도 여전히 대량원고의 문제, 협소한 원고적격의 문제, 환경단체의 원고적격 문제 등이 논란거리가 되고 있다. 환경소송에서 환경권을 어떻게 인정할 것인가가 하나의 과제이다. 그리고 자연보호를 위하여 자연보호단체에 소권을 주는 것도 과제가 되고 있다. 또한, 원자력 소송, 바이오 연구시설소송 혹은 화학물질소송과 같이, 지극히 고도의 과학기술적 판단을 필요로 하는 경우의 위법성 심사의 나아가야 할 방향에 대해서는, 향후 더욱 더 문제가 된다. 그 내용 심사와 적정한 절차라고 하는 관점에서 심사를 어떻게 조합해 갈지가 과제가 되고 있다. 따라서 환경에 관한 보다 세심한 배려와 보다 진취적인 법률해석과 더불어 입법적 해결 방법의 강구도 필요한 시점이라고 할 수 있다.

\*도쿄경제대학 교수

주제어 : 환경공해소송, 도로공해소송, 석면소송, 저주파음소송, 기지소송,  
원고적격

キーワード : 環境公害訴訟, 道路公害訴訟, アスベスト訴訟, 低周波音訴訟,  
基地訴訟, 原告適格